

令和6年度

経営事項審査

申請要領

(県内業者用)

令和6年2月

大分県土木建築部土木建築企画課

性の多様性について理解を深めましょう

性的少数者とは？

性は「からだの性」だけで決められるものではなく、主に以下の4つの要素の組み合わせにより形づくられます。

【性を構成する4つの要素】

①からだの性 生まれたときに割り当てられた 身体的、生物学的な性の特徴を指す	②こころの性(性自認) 自分が自分の性をどう思っているか
③好きになる性 自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別は何か (異性を好きになる、同性を好きになる人など)	④性表現 自分がしたい自分の性の表現はどういうものか (話し言葉、仕草、服装、髪型など)

LGBTQ+は、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニングやクィア(Q)の頭文字にプラスアルファ(+)を付けた性的少数者の総称の一つです。この他にも、各要素の組み合わせやその表れ方によって、性には様々な形があります。

「周囲にはいない」、「会ったことがない」という意見もありますが、民間等の調査では日本でも約5~10%の人々がLGBTQ+に該当するという結果もあります。しかし、差別の目や偏見を恐れ、本当の自分のことを周りに言えない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気づいていない場合も少なくありません。

様々な悩みや困りごと

性的少数者の方々はライフステージの各段階で様々な困りごとに直面すると言われていています。大事なことは、自分の周りにも性的少数者の人が身近にいることを知って、理解することです。それぞれの人にとっての「自然」や「当たり前」をお互いに認め、尊重し合うことで、誰もが生きやすい社会につながります。

子ども	大人	
・学校でのいじめや嫌がらせ	・就職活動	・職場におけるハラスメント
・制服が嫌で学校に行けなくなった	・パートナーとの保障(病院、住居、社会保険)	
・自己肯定感、自尊心などへの悪影響	・家庭や地域での疎外感	
・アウティングや拒絶、排除の不安		

LGBT等に関する相談窓口

大分県では、LGBT等の悩みについて、相談をお受けする窓口を設置しています。大分県公認心理師協会に所属する公認心理師や臨床心理士が、ご本人だけでなく、家族や友人等からも相談をお受けします。相談は無料で秘密は守られます。安心してご相談ください。匿名相談も可能です。

専用電話：[070-4793-4407](tel:070-4793-4407)

開設日時：毎月第3土曜日のAM10時~12時(6月は毎週)

(相談時間は、お一人1回：最大30分を目安とします)

メールでの相談を希望される場合は、下記アドレスをお願いします。
なお、回答は相談開設日のみとなります。

メールアドレス：madoguchi-oita13710@au.com



令和6年度 経営事項審査の概要及び主な改正内容

(1) 申請方法（書面審査・電子申請）について

令和6年度は対面による実態調査は行わず、原則、書面または建設業許可・経営事項審査電子申請システム（「JCIP」）上の申請データにより、以下のとおり実態調査を行うこととする。

（JCIP URL：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>）

※JCIP へのログインには、デジタル庁が提供している gBizID アカウントが必要です。詳細は、上記 URL の「操作マニュアル」をご確認ください。

また、申請には「Pay-easy」によるインターネットバンキングの環境が必要です。（電子申請の場合は大分県証紙での手数料の納入はできません）

また、対面による実態調査を行わないことに伴い、提出書類を以下のとおりとする。

①一次審査及び二次審査時に持参を求めていた許可関係書類（許可通知書・廃業届・変更届等）及び前年・前々年度分の経営事項審査申請・結果関係書類の提出は不要とする。

②二次審査（実態調査※簡素化除く）時に持参を求めていた契約関係書類等原本の持込は不要とし、提出書類は P.17～P.33 のとおりとする。

※完成工事高等の確認は、原則、契約書（注文書）等の写し（コピー）により行うこととする。※契約書原本を提出することのないよう注意すること。
詳細は、P.17～P.33 により必ず確認すること。

③電子申請システム（JCIP）による申請を行う業者についても、申請書類及び添付書類は書面申請と同様とする。

(2) 制度改正：建設業法等の改正に伴うもの

（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用される改正）

①建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の評価
建設工事の担い手の育成・確保に向けて技能労働者等の適正な評価をするために、CCUS の活用状況を新たに加点対象とする。

②総合評定値算出係数の改正（P.96 参照）

①の改正により P 点に占める W 点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を変更する。

(3) 制度改正：建設業法施行規則等の改正に伴うもの

(令和5年7月1日以降の審査基準日から適用されるもの)

特定の施工技術検定種目に係る一級又は二級の第一次検定又は第二次検定の合格者について、一級は大学、二級は高等学校において指定学科を卒業した者と同様に合格後一定期間の実務経験によって建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされたことにともなう技術職員要件の改正(別表参照)

(注)：指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)及び電気通信工事業は除く。

(別表)

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※例：二級土木施工管理の第一次検定に合格後屋根工事の5年の実務経験により屋根工事の専任技術者になれる。(有資格コード一覧：P.71 参照)

※実務経験の算定に当たっては令和2年度までの検定については実地試験の合格発表の日、令和3年度以降の検定については第一次検定の合格発表の日(第一次検定が免除されている者は第二次検定の合格発表の日)以降が対象となる
なお、上記の改正は令和5年7月1日以降の審査基準日から適用となる。

(4) 審査方法の変更について

令和6年度申請分から下記について審査方法を変更することとする。

①建設機械の確認書類等

建設機械において、リース契約によるものについて、リース期間が審査基準日から1年7月以上ない場合、リース契約書に自動更新されることが明記されているものに限り1年7月以上あるものと見なすこととする。

また、建設機械の所有状況について、自動車検査証によって所有者及び使用者が申請者であることが確認できる場合は、売買契約書等の添付は不要とする。(自動車検査証の有効期間内に審査基準日が含まれること)

②維持管理業務委託の添付書類について

公共工事入札参加資格申請において、土木一式工事の格付けに係る「総合実績高要件」の加算要素である「維持管理業務実績高」の対象業務に、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た「大分県発注業務の下請け(一次下請けに限る)」が追加されたことに伴い、元請、一次下請に係る契約書類(それぞれ金額の大きいものから3件ずつ(契約金額50万円以上に限る))の写しに加え、一次下請については承諾書の写し(金額にかかわらず)の添付を求めることとする。

目 次

第1部 経営事項審査

第1	経営事項審査制度の概要	10
第2	審査申請手続	14
第3	経営事項審査申請書類	19
第4	審査結果について	26
第5	経営事項審査申請書類記載・提出要領	26
第6	申請書類記載例及び記載要領	49
	(業種別技術職員コード表)	71
第7	経営事項審査の主な改正事項	
	(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日)	94
	(令和3年4月1日)	98

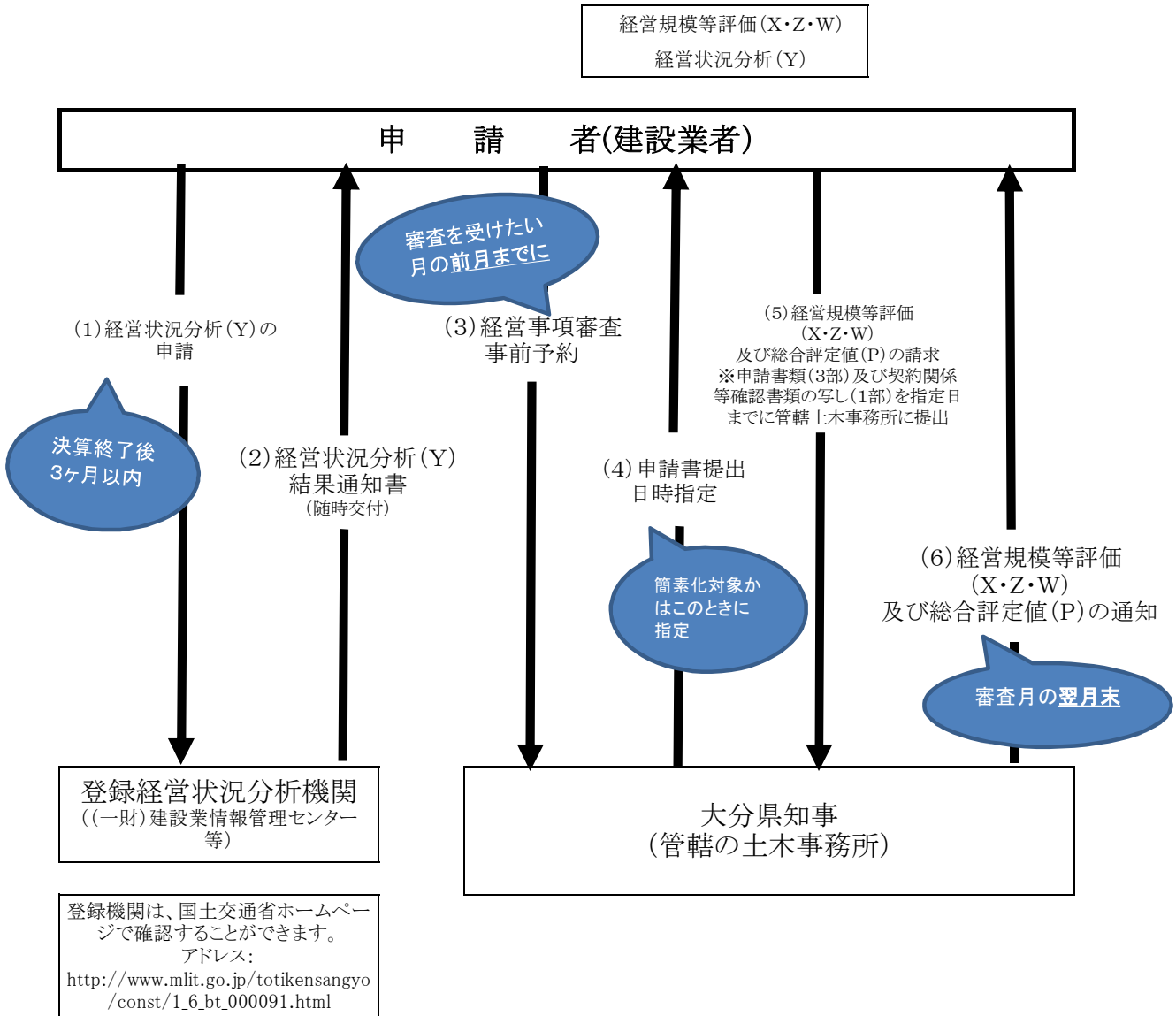
第2部 経営状況分析

第1	経営事項審査の手順	105
第2	経営状況分析申請	108
第3	経営状況分析申請用財務諸表の作成でのお願い	110
第4	建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の 国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件	121
第5	申請書・財務諸表等記入例	128
第6	特殊事例(合併等)について	141
第7	参考法令等	143

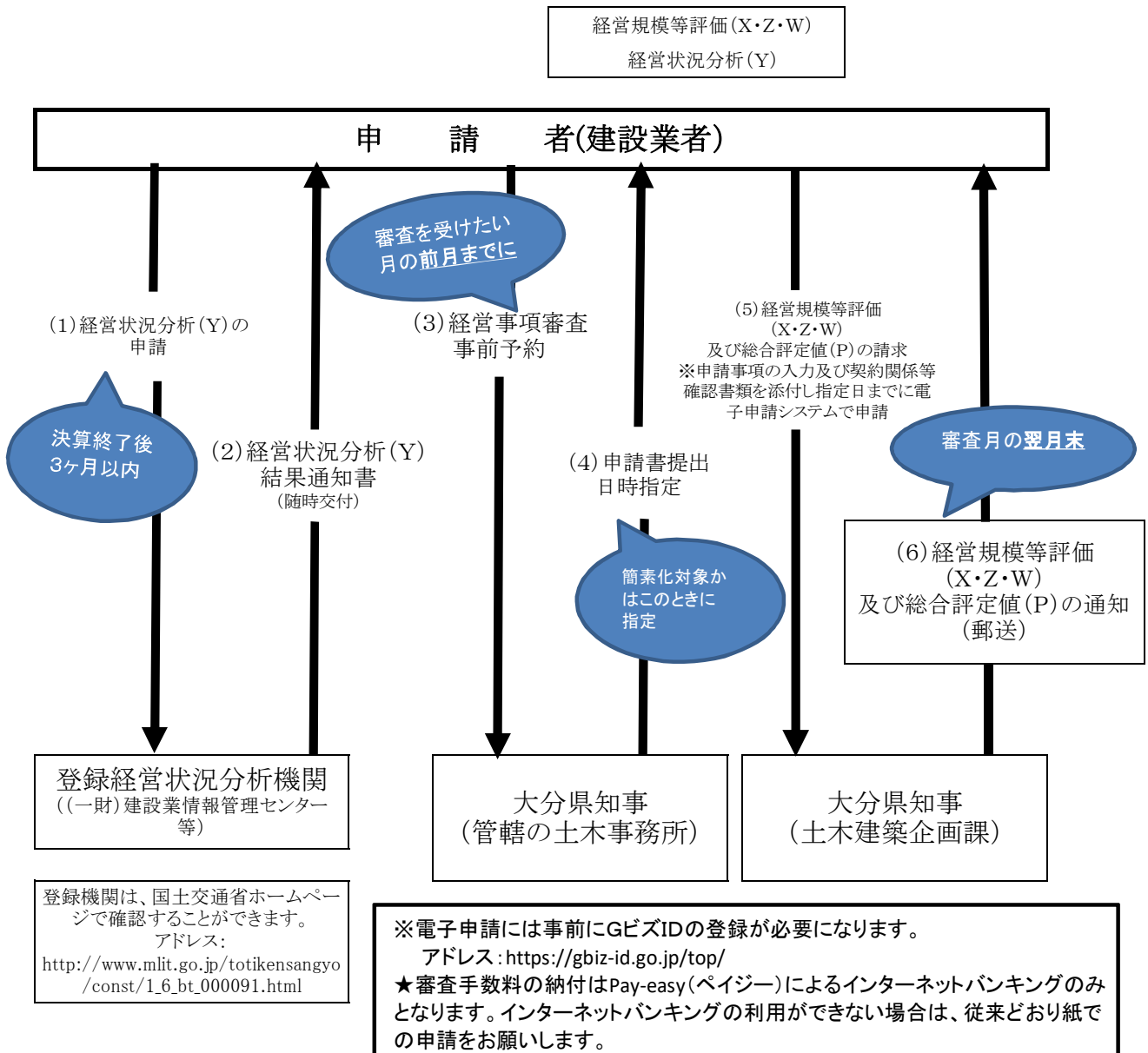
第3部 その他

1	建設業法施行令の一部を改正する政令について	147
	(令和4年11月18日付)	
2	建設業法令遵守ガイドライン(第8版/令和4年8月)	151
3	消費税の軽減税率制度(インボイス)関連	211
4	施工体制の適正化関係	
	・一括下請負の禁止について	235
	・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (令和4年3月改定)	247
	・監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月改正)	265
	・施工体制台帳の作成について(令和4年12月改正)	283
	・労働者派遣事業に対する適正な理解について	293
	・建設業労働災害防止協会大分県支部のご案内	295
5	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (大分県告示)	296
6	建設業法等に係る基本的注意事項	298
7	経営事項審査における基本的注意事項	299
8	申請等に関する問い合わせ先	300

経営事項審査フローチャート



経営事項審査フローチャート（電子申請）



令和6年度経営事項審査の日程等について

経営事項審査の申請は、審査基準日（直前の決算日）により、下記の期間に行ってください。

（※J C I Pによる電子申請を行う場合も同様のスケジュールで予約・申請を行ってください）

記

審査基準日	申請予約期限	申請受付期間	実態調査実施期間
令和5年10月	令和6年2月29日(木)	3月上旬～中旬	3月中旬～下旬
令和5年11月	令和6年4月30日(火)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和5年12月	令和6年4月30日(火)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和6年1月	令和6年5月31日(金)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和6年2月	令和6年5月31日(金)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和6年3月	令和6年7月31日(水)	8月上旬～中旬	8月中旬～下旬
令和6年4月	令和6年8月30日(金)	9月上旬～中旬	9月中旬～下旬
令和6年5月	令和6年9月30日(月)	10月上旬～中旬	10月中旬～下旬
令和6年6月	令和6年10月31日(木)	11月上旬～中旬	11月中旬～下旬
令和6年7月	令和6年11月29日(金)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和6年8月	令和6年11月29日(金)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和6年9月	令和6年12月27日(金)	1月上旬～中旬	1月中旬～下旬

※令和6年4月、7月、令和7年2月は実態調査を実施しないので注意してください。

※申請書受付日は各管轄土木事務所からはがき（申請日時等指定票）により通知します

※大分県知事許可業者の方については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は実態調査が終了した翌月末に発行します。